資料ＮＯ．４

福岡県社会福祉審議会資料
【審議事項】

令和９年度社会福祉施設等の整備方針について〔保護施設等関連分〕

福祉こども政策部保護・援護課

令和９年度保護施設等の整備方針について

保護・援護課

本県の保護施設等の整備については、生活保護受給者に対する適切な保護等を実施するために必要な体制を構築することを基本としているところです。

（参考１：保護施設等の種類）

種別	目的	県内施設数（下段()は定員数）			
		県所管	北九州市	福岡市	久留米市
救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設	3 (190 人)	3 (220 人)	1 (50 人)	―
社会事業授産施設	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情等により就労能力の限られている者に対して、就労、技能の修得のために機会便宜を与え、それらの人々の自立更生を目的とする施設	1 (50 人)	―	―	―
更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設	―	―	―	―
医療保護施設	医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う施設	―	―	―	―
保護授産施設	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設	―	―	―	―
宿所提供施設	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設	―	―	―	―

（参考２：保護施設等の整備状況）

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
―	―	―	防災・減災に係る施設整備 （社会事業授産施設）１件	―	―	―	―

令和９年度は、県内需要の状況及び厚生労働省が示す整備方針（「令和８年度当初予算（案）等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（令和８年３月２５日付事務連絡）の趣旨を十分に踏まえ、以下の方針に基づき整備対象施設の選定を行います。

１　救護施設の整備について

県内における需要及び今後の生活保護や各種施策の動向等を踏まえ、整備を検討する。

既存施設については、老朽化した施設の改築等の緊急性・必要性を勘案して整備を検討する。

２　その他施設の整備について

全国的な状況として、社会福祉の多様化に対応した専門施設や関連施設の整備・拡充が行われていることから、新たな施設整備は行わないものとする。

既存施設については、老朽化した施設の改築等の緊急性・必要性を勘案して整備を検討する。